

会 員 各 位

山形県医師会長 中目 千之



令和 5 年度山形県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備等  
整備事業費補助金交付要綱の制定について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、幅広い医療機関が新型コロナウイルス患者の診療に対応する外来医療体制の構築を図るため、令和 5 年 5 月 8 日以降に新たに新型コロナの外来診療に対応する医療機関（外来対応医療機関）を対象として、院内感染対策設備等の整備経費を支援する補助金を創設した旨、県コロナ収束総合対策室長より連絡がありました。

概要は下記のとおりであり、補助対象となる医療機関におかれましては、申請くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細は、別添資料及び県ホームページ（「申請様式」入手可）をご参照ください。

記

1 対象医療機関

県から、令和 5 年 5 月 8 日以降に新たに「外来対応医療機関」の指定を受けた医療機関（令和 5 年 5 月 7 日以前に「診療・検査医療機関」の指定を受けた医療機関は対象外）

2 対象経費

(1) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までに整備した以下の設備等【補助上限額】

①HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）【1 施設当たり 905,000 円】

②HEPA フィルター付パーテーション【1 台当たり 205,000 円】、③個人防護具【1 人当たり 3,600 円】

(2) 令和 5 年 3 月 10 日から令和 5 年 9 月 30 日まで整備した、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等【補助上限額：1 施設当たり 500,000 円】

・看板の設置料、HP 改修費、換気設備設置の軽微な改修費、パルスオキシメーター等の購入費 等

3 申請方法

「申請書（規則別記様式第 1 号）」及び「関係書類」を令和 5 年 7 月 10 日まで県へ提出

提出先：〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 山形県コロナ収束総合対策室（担当：渥美）

（問合先）TEL 023-630-2315 電子メール [ycoroki@pref.yamagata.jp](mailto:ycoroki@pref.yamagata.jp)

・山形県ホームページ（医療機関等に関すること）新たに診療・検査へ対応する医療機関への支援）

<https://www.pref.yamagata.jp/090001/kenfuku/kansensyou/gairaitaiouiryokikan.html>

担当：山形県医師会事務局 金子

TEL.023-666-5200 FAX.023-647-7757

E-mail: ken-ishi@yamagata.med.or.jp

# 新たにコロナ外来診療を始める医療機関の 設備等整備に山形県で補助金を交付します

【問合せ】 山形県健康福祉企画課コロナ収束総合対策室感染症対策担当  
電話023-630-2315 電子メール [ycoroki@pref.yamagata.jp](mailto:ycoroki@pref.yamagata.jp)

## 対象となる医療機関は？

県が、コロナ外来診療を行う医療機関(外来対応医療機関)として令和5年5月8日以降に新たに指定した医療機関

### 注意！

既に「診療・検査医療機関」の指定を受けている医療機関は対象外となります

## 対象となる設備等は？

- 令和5年4月1日から令和5年9月30日までに整備した以下の設備等
  - HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)  
【補助上限額:1施設当たり 905,000円】
  - HEPAフィルター付パーテーション【補助上限額:1台当たり 205,000円】
  - 個人防護具【補助上限額:1人当たり 3,600円】
- 令和5年3月10日から令和5年9月30日までに整備した、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等【補助上限額:1施設当たり500,000円】

### 《設備等の例》

- 患者案内のための看板の設置料
- ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費
- 医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費
- 非接触サーモグラフィカメラ(検温・消毒機能付き等)の購入費

## Q&A ※ その他、ご不明な点はお問い合わせください

Q 外来対応医療機関になっていないのですが、補助金の交付を受けるためにこれからは可能ですか。

A 補助金の交付決定までに手続きを完了いただければ可能ですので、御相談ください。

Q 補助対象設備の①と②を同時に申請することは可能でしょうか。

A 可能です。

Q 補助金を利用した場合、コロナ患者の診療について報告が必要になりますか。

A 補助対象設備のうち①を申請した場合、実績報告の際に「令和5年9月30日までに新型コロナ患者を診療した実績」を確認できる書類を提出いただきます。

Q 令和5年9月30日までの間に外来診療に使用する消耗品は補助対象となりますか。

A 新たに新型コロナ外来診療を始める際の初期経費への支援が本補助金の趣旨ですので、消耗品は原則として補助対象外となります。個人防護具については、診療開始に当たり必要な数量分を補助対象といたします。

**申請期限:令和5年7月10日(月)**

# 令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備等整備事業費 補助金交付要綱

## (目的及び交付)

第1条 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の位置づけの変更に伴い、幅広い医療機関が新型コロナ患者の診療に対応する外来医療体制の構築を図るため、次条第1項に規定する医療機関（以下「対象医療機関」という。）が同条第2項に規定する設備等（以下「整備対象設備等」という。）を整備する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で対象医療機関の開設者に対し補助金を交付する。

## (交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象医療機関は、県内に所在する、新型コロナの外来診療を担う医療機関として、健康福祉部長が指定した外来対応医療機関のうち、令和5年5月8日以降に指定を受けたものとする。

ただし、令和5年5月7日以前に、新型コロナの診療・検査医療機関として健康福祉部長より指定を受け、令和5年5月8日付けで外来対応医療機関の指定を受けたものとみなされている医療機関は対象から除くこととする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 対象医療機関が令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に行う、次に掲げる各整備対象設備等の購入に要する経費

イ HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

ロ HEPAフィルター付パーテーション

ハ 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)

(2) 対象医療機関が令和5年3月10日から令和5年9月30日までの間に行う、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備に要する経費

## (補助金の額)

第3条 補助金の額は、次により算出する。ただし、整備対象設備等ごとの積算された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 整備対象設備等ごとの補助基準額は、次表のとおりとし、対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか低い額を選定する。

(2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。

対象経費	整備対象設備等	補助基準額
対象医療機関が令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に行う、各整備対象設備等の購入に要する経費	H E P Aフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）	1施設当たり 905,000円
	H E P Aフィルター付パーテーション	1台当たり 205,000円
	個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）	1人当たり 3,600円
対象医療機関が令和5年3月10日から令和5年9月30日までの間に行う、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備に要する経費	初度設備等の整備に要する経費の例： 1 患者案内のための看板の設置料 2 ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 3 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 4 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費 5 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費	1施設当たり 500,000円

（交付申請）

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和5年7月10日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（様式第1号）
- (2) 整備対象設備等の見積書及びカタログ
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 対象医療機関の開設者（以下「補助事業者」という。）は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

- 第5条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適正と認めたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

- 第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の10分の2を超える増減以外の変更とする。
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第2号）に、第4条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業により取得した設備等については、当該補助金の交付を受けた年度及び当該補助金の名称を付記しておかなければならない。また、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 規則第21条の規定による収入支出書等の帳簿の備付けについては、補助事業完了の年度の翌年度から5年間（補助事業により取得した機器で規則第22条及び第9条の規定により処分が制限されているもの（次号において「処分制限財産」という。）に係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しておかなければならない。
- (3) 処分制限財産については、財産管理台帳を備え付けておかなければならない。

(実績報告)

- 第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後の日（交付決定の日において補助事業を完了している場合にあつては、当該交付決定の日）から起算して30日を経過する日又は令和5年10月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 補助金精算額調書（様式第1号）
- (2) 事業の完了を証する検品調書、納品書の写し及び写真

- (3) 令和5年9月30日までに新型コロナ患者を診療した実績が確認できる書類  
(第2条第2項第1号に定める経費を補助対象経費として交付申請を行い、交付決定を受けている場合に限る)
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の支払い）

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

（財産処分の制限）

- 第9条 規則第22条に規定する知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上のものとする。
- 2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
  - 3 知事は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができるものとする。
  - 4 規則第22条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和35年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

山形県知事 氏 名 殿

医療機関名

医療機関所在地

開設者氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

開設者住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備等整備事業費  
補助金交付申請書

令和5年度において山形県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備等整備事業  
について、標記補助金 円を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規  
則第5条の規定により関係書類を添付して申請する。

(添付書類)

- 1 補助金所要額調書(様式第1号)
- 2 整備対象設備等の見積書及びカタログ
- 3 その他参考となる資料

山形県知事 氏 名 殿

医療機関名

医療機関所在地

開設者氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

開設者住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備等整備事業  
実績報告書

令和 年 月 日付け健企第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告する。

(添付書類)

- 1 補助金精算額調書(様式第1号)
- 2 事業の完了を証する検品調書、納品書の写し及び写真
- 3 令和5年9月30日までに新型コロナ患者を診療した実績が確認できる書類  
(第2条第2項第1号に定める経費を補助対象経費として交付申請を行い、交付決定を受けている場合に限る)
- 4 その他参考となる資料

令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備等整備事業費補助金・所要額（精算額）調書

医療機関名

(単位:円)

区分	整備対象設備等	形式及び規格	整備数量	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	基準額 (D)	補助対象 経費支出 (予定)額 (E)	選定額 (D)又は(E) のいずれか 少ない額 (F)	補助所要額 (C)又は (F)のいずれか 少ない額 (千円未満切捨) (G)	既交付決定額 (H)	差引補助 過不足額 (I)	備考
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	合計												

(注) 区分の欄には、補助要綱第2条第2項のうち第1号又は第2号のいずれに該当するかを記載すること。

(注) 事業計画変更承認申請書（様式第2号）に添付するときは、変更前と変更後を比較対照できるよう両者を二段書きし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

山形県知事 氏 名 殿

医療機関名

医療機関所在地

開設者氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

開設者住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備等整備事業  
計画変更承認（及び補助金変更交付申請）書

令和 年 月 日付け健企第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し（、補助金 円の追加交付（減額承認）を受けたいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（変更）（様式第1号）
- (2) 整備対象設備等の見積書及びカタログ
- (3) その他参考となる資料

山形県知事 氏 名 殿

医療機関名

医療機関所在地

開設者氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

開設者住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備等整備事業  
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け健企第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

山形県知事 氏 名 殿

医療機関名

医療機関所在地

開設者氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

開設者住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備等整備事業費  
補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け健企第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備等整備事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	規則第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け健企第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

医療機関名

医療機関所在地

開設者氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の職氏名)

開設者住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備等整備事業費補助金に係る財産処分承認申請書

令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備等整備事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 処分の対象となる財産
- 2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保等）
- 3 処分の理由
- 4 財産取得時の状況（取得日、取得価格（うち補助対象経費））
- 5 処分の方法（処分の相手方、処分価格、処分予定期日、処分条件等を記載し、譲渡に当たっては相手方の利用方法、利用計画等を記載すること。）